

貨物利用運送事業法（外国人国際貨物利用運送事業を除く）

1. 案内情報

- 手続名：・第一種貨物利用運送事業の登録
- 手続根拠：・貨物利用運送事業法第3条第1項、第4条
・貨物利用運送事業施行規則第4条
- 手続対象者：・第一種貨物利用運送事業を經營しようとする者
- 提出時期：・第一種貨物利用運送事業を經營しようとするとき
- 提出方法：・登録申請書を作成し、当該事業の提出先へ提出して下さい。
・自動車貨物利用運送事業
・鉄道貨物利用運送事業
・内航貨物利用運送事業
・外航貨物利用運送事業
・国内航空貨物利用運送事業
・国際航空貨物利用運送事業
- 提出先については、別添提出先一覧表をご参照下さい。
- 手数料等：・登録免許税 90,000 円
- 添付書類・部数：・添付書類については貨物利用運送事業法施行規則第4条をご参照ください。
・提出部数については最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。
- 申請書様式：・最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。
- 記載要領・記載例：・最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 相談窓口：・別添「貨物利用運送事業・相談窓口一覧」をご参照ください。
- 受付時間：・最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。
- 申請書提出先：・別添「提出先一覧」をご参照ください。
- 連絡先：・別添「連絡先一覧」をご参照ください。

3. 手続情報

- 審査基準：・貨物利用運送事業法第6条
- 標準処理期間：・2ヶ月～3ヶ月（他の地方運輸局等を経由して申請される事案又は他の地方運輸局等へ照会を要するものによっては、1ヶ月を追加する。）
- 不服申立方法：・行政不服審査法の規定による。